

編集著作物における創作性の判断

——『治療薬ハンドブック2008』事件——

知的財産高等裁判所 平成25年4月18日判決
平成24年(ネ)第10076号 出版差止等請求控訴事件
裁判所ウェブサイト

長 塚 真 琴*

【要 旨】

本判決は、医療従事者向けの治療薬に関する書籍をめぐる、編集著作権侵害事件である。判旨は、書籍の一般薬便覧部分における薬剤の選択・配列につき、表現に一定の制約がある中でXの創作性を認める一方、Yにおける選択・配列との違いに着目して、編集著作権侵害を認めなかった。これに対し、漢方薬便覧部分における薬剤の選択・配列については、表現の選択の幅がかなり狭いにもかかわらずXの創作性を認め、デッドコピーをしたYを、編集著作権侵害に問うた。判旨に賛成する。

<参照条文>著作権法12条、21条、27条

【事 実】

1. 事案の概要

X(原告・控訴人：(株)南江堂)は、Y(被告・被控訴人：(株)じほう)に対し、Yが『治療薬ハンドブック2008(副題略)』(Y書籍)を印刷し販売する行為は、Xが『今日の治療薬 解説と便覧2007』(X書籍)について有する著作権(複製権および譲渡権。いずれも著作権法28条に基づくものを含む。)の共有持分の侵害にあたる

旨主張して、不法行為に基づく損害賠償5,536万円等の支払を求めた。

X書籍は、医師・薬剤師等の医療従事者向けに、薬剤を分類し薬剤情報を掲載した薬剤便覧と、分類された薬剤群の解説を掲載した書籍である。X書籍の初版は1977年に発行されており、X書籍はその改訂第29版として2007年2月15日に発行された。

X書籍(本文の総頁数1,140頁)は、便覧部分において、漢方薬を除く薬剤(一般薬)については「薬剤名」、「組成・剤形・容量」、「用量」、「備考」の4つの項目欄を設けている(X書籍一般薬便覧部分)。また、漢方薬については「薬剤名」、「組成・容量・〔1日用量〕」、「備考」の3つの項目欄を設け(X書籍漢方薬便覧部分)、各薬剤について一覧表形式により薬剤情報を掲載している(以下、これらを併せて「X書籍便覧部分」と総称する)¹⁾。X書籍漢方薬便覧部分は27頁にわたっている。

X書籍は、Xの従業員がXの発意に基づいてA教授と共同で編集し、A教授およびXの著作名義の下に公表されたものである。A教授はX書籍刊行後に死亡したが、その前にXとの間で、

* 一橋大学大学院法学研究科 教授
Makoto NAGATSUKA

X書籍の著作権の共有持分割合（X：A＝9：1）に関する合意が成立していた。

Yは、2008年1月25日、医療従事者向けに、薬剤を分類し薬剤情報を記載した薬剤便覧と、分類された薬剤群に関する説明を掲載したY書籍を発行した。

Y書籍（本文の総頁数1,382頁）は、一般薬及び漢方薬の各薬剤について、「品名、規格単位」、「適応、用法・用量」、「警告、禁忌、副作用等」の3つの項目欄と適宜「臨床情報」の項目欄を設け、各薬剤について一覧表形式により薬剤情報を掲載している（以下、一般薬に係る掲載部分を「Y書籍一般薬便覧部分」、漢方薬に係る掲載部分を「Y書籍漢方薬便覧部分」といい、これらを併せて「Y書籍便覧部分」と総称する²⁾）。

2. 争点

争点は、第一審と控訴審において共通であり、争点1はX書籍便覧部分の編集著作物性およびYによる著作権侵害の有無、争点2はXの損害額である。本稿では、争点2に対する判断については、検討を省略する。

争点1の前半「X書籍便覧部分の編集著作物性」を、本稿では争点1Aと呼ぶ。そこでは、(1) X書籍一般薬便覧部分における「薬剤」の選択、(2) 同部分における「薬剤」の配列、(3) X書籍漢方薬便覧部分における「薬剤」の選択、(4) 同部分における「漢方処方名」の配列、(5) 同部分における「漢方薬薬剤情報」の選択、(6) 同部分における「漢方薬薬剤情報」の配列、のそれぞれについて、創作性の有無が争われた。

後半の「Yによる著作権侵害の有無」は争点1Bと呼ぶ。これは、(1) 類似性と(2) 依拠に分けて争われた。

Yは争点1Aについては創作性を否定し、同Bについては侵害を否定しているが、事実および法解釈に関する対立点をここで詳述する紙幅

はない。第一審認定事実と判旨を述べる際に、必要に応じて紹介する。

3. 第一審の判断

第一審判決（東京地方裁判所平成24年8月31日判決裁判所ウェブサイト、平成20年(ワ)第29705号）は、Y書籍は編集著作物としてのX書籍を複製または翻案したものとはいえないとして、Xの請求を棄却した。このうち争点1A(1)(2)（一般薬便覧部分）については、以下にみるように、選択や配列に創作性がある可能性を認めつつ、それに続けて、類似性（同B(1)）がないとする判断を下している。また、同A(3)～(6)（漢方薬便覧部分）については、創作性を欠くので編集著作物ではないと判示し、その余の点は判断していない。このように、いずれにおいても、同B(2)（依拠）の判断は明示していない。

争点1A(1)について、東京地裁は、X書籍一般薬便覧部分が、2007年1月現在市販されている医家向け薬剤のうち、日常よく使用されているもの、使用頻度は少ないが重要なものはすべて含み、一方、市販されていても経過措置品や近い将来発売中止になる可能性があるものは一部省略するという方針で編集されていたことを認めた。またXが、13の「大大分類」、68の「大分類」、592の「中分類」、148の「小分類」、商品名とは別に有効成分に付けられた名称である薬剤の「一般名」という、5層の分類体系（本件分類体系）に基づいて、掲載する薬剤商品进行分类していることを認めた。また、本件分類体系は、臨床現場で必要な薬剤情報を迅速に参照できるように、独自の臨床視点から確立されたものであると認定した。東京地裁は、「よく使用されている」あるいは「重要」なものを選ぶという方針自体はありふれているが、何が「重要」かの判断等には選択の幅があることから、X書籍一般薬便覧部分における具体的な個々の薬剤

の選択結果には、編者の個性が表れうるとした。また、本件分類体系が独自であれば、それに従ってなされた具体的な薬剤の選択も創作的でありうることを認めた。しかし、本件において対比すべき表現は、X Y両書籍便覧部分の分類体系同士ではなく（Y書籍も5層の分類体系から成っていた）、個々の具体的な薬剤の選択であると判示した。その上で両者を対比すると、選択された薬剤の数においてさえかなりの違いがあること（X書籍が9,992個でY書籍が9,646個）等から、Xの創作的表現がY書籍一般薬便覧部分において利用されているとは認めがたいとした。

争点1 A(2) について、東京地裁は、個々の具体的な薬剤が5層の分類体系に従って分類されている点と、「大大分類」の分類項目数が13である点を共通と認めた。しかし、「大大分類」がX書籍では「病原微生物に対する薬剤」、「抗悪性腫瘍薬、免疫抑制薬」等であるのに対し、Y書籍では「精神・神経系」、「感覚器系」等であることを始めとして、各層の分類項目の配列が異なる上、個々の具体的な薬剤の配列の方針も大きく異なり、その具体的な配列結果としての薬剤の配列順序は明らかに相違していることを認めた。その結果、仮にX書籍一般薬便覧部分の個々の具体的な薬剤の配列において創作性が認められるとしても、Y書籍一般薬便覧部分の薬剤の配列および配置はそれと類似せず、その複製にも翻案にもあたらないと判示した。

争点1 A(3) については、まず、厚生労働大臣による製造販売の承認を受けている漢方薬の148の処方名（漢方処方名）の全てを掲載し、それぞれの処方名毎に、当該処方名に属する薬剤を選択して掲載するという方針は、X書籍の編集目的に照らしてありふれたものであると判示された。その上で、各処方名毎の薬剤選択に際し、漢方3社（ツムラ、カネボウ（現クラシエ）、小太郎を指し、3社で市場シェア約99%

を占める）の薬剤があるときはその薬剤、ないときは他社の薬剤を選択することも、ありふれたものであるとされた。また、本来は「生薬」であるヨクイニンエキスを選択していることも、創作的とはいえないとされた。以上より、X書籍漢方薬便覧部分は、素材である個々の具体的な薬剤の選択において創作性を有する編集著作物ではないから、その余の点（特に、両書籍において漢方薬便覧部分の薬剤選択が完全に一致している点）について判断するまでもなく、編集著作物の複製または翻案とはいえないとされた。

争点1 A(4) についても、東京地裁は、漢方処方名の50音順配列には創作性はなく、また、例外的に4箇所においてのみ50音順を崩している点も、省スペースのために共通の記載事項をまとめたり、基礎的な処方から応用的な処方に並べ直したりしているにすぎず、創作的とはいえないとした。また、ヨクイニンエキスを最後に持ってきていることも、生薬を1つだけ選んだことに伴う、ありふれた配列上の工夫であるとした。そして、上記同様、編集著作物の複製または翻案であることを否定した。

争点1 A(5) については、X書籍に掲載された薬剤情報は、大部分が薬剤の添付文書に由来しており、類書にも掲載されているありふれた情報であるとして、その選択の創作性が否定された。また、同(6)については、薬剤の添付文書が「症状」「疾患」の順に配列している情報を、臨床現場で参照するのにより便利なように、「疾患」「症状」の順に配列し直すことは、配列順が2つしかないことに照らして創作的ではないとされた。そして、いずれについても上記同様に、編集著作物の複製または翻案であることが否定された。

4. 控訴審における主張

Xは第一審判決を不服として控訴した。控訴

審においてXは、①依拠性、②X書籍一般薬便覧部分の薬剤の選択と配列について、③X書籍漢方薬便覧部分の薬剤の選択と配列について、④X書籍漢方薬便覧部分の薬剤情報の選択と配列について、の4点につき、新たな主張を追加した。

そのうち①においては、類似性と依拠性は全く別の要件であるが、両者が相関する現象も起こりうるとした上で、Y書籍がX書籍に依拠している蓋然性の高さを主張した。次に②については、新たな証拠を提出して、本件分類体系の独自性を強調し、X書籍における薬剤の選択・配列の創造性と、XY両書籍におけるそれらの同一性ないし類似性を主張した。③では、XY両書籍において薬剤の選択も配列も完全に同一であるのに、第一審判決が侵害を認めないのは誤りであると主張しているが、内容的には第一審における主張と同様である。④についても、創造性があることの主張を繰り返すにとどまっている。

【判 旨】

知財高裁は原判決を変更し、YはXに対して、101万2,430円等を支払うべきことを認めた。なお、訴訟費用は両審級を通じ、50分の1のみがYの負担、残りはXの負担となった。

判旨は、最初に「1 認定事実」の項目を置いて、XY両書籍便覧部分の分類体系や構成を今一度詳細に認定し、類書との対比も丁寧に行っている。その上で次のように述べ、下記4につき原判決を変更して、X書籍漢方薬便覧部分の薬剤の選択および配列についての編集著作権侵害を認めている。以下詳述する。

「2 複製及び翻案について」³⁾

判旨はまず、最高裁判所平成13年6月28日判決・民集55巻4号837頁〔江差追分上告審〕を明示的に引用し、表現上の本質的特徴の直接感

得を複製ないし翻案の成立要件とすること、表現それ自体でない部分や表現上の創造性がない部分について既存の著作物と同一性を有するにすぎないときは、複製にも翻案にも当たらないことを述べる。そして、編集著作物における創造性の判断基準として、以下のことを述べている。

「編集物でその素材の選択又は配列によって創造性を有するものは、編集著作物として保護されるものであるところ（著作権法12条1項）、編集著作物における創造性は、素材の選択又は配列に、何らかの形で人間の創作活動の成果が表れ、編集者の個性が表れていることをもって足りるものと解される。もっとも、編集著作物においても、具体的な編集物に創作的な表現として表れた素材の選択や配列が保護されるのであって、具体的な編集物と離れた編集方針それ自体が保護されるわけではない。」

「3 X書籍一般薬便覧部分の薬剤の選択と配列について」⁴⁾

結論は第一審判決と変わっていない。判旨は、収録対象の薬剤の相違が大きいこと、XY両書籍に共通して収録されている薬剤は類書にも収録されていること等を理由に、薬剤の選択について以下のように述べた。

「X書籍一般薬便覧部分の薬剤の選択とY書籍一般薬便覧部分における薬剤の選択は、全体としてみて、同一又は類似であるとはいえず、共通する部分についてもその選択に創造性が認められないものであるなど、Y書籍一般薬便覧部分における薬剤の選択について、X書籍の表現上の本質的特徴を直接感得することができるとはいえず、複製にも翻案にも当たらない。」

次に配列については、第一審判決同様の事実認定に基づき、以下のように判示した。

「Y書籍一般薬便覧部分に掲載された薬剤の具体的な配列から、X書籍一般薬便覧部分に掲載された薬剤の具体的な配列の表現上の本質的

特徴を直接感得することができない以上、複製にも翻案にも当たらない。」

「4 X書籍漢方薬便覧部分の薬剤の選択及び配列について」⁵⁾

ここは第一審判決と結論が逆になり、以下のように判示された。

「X書籍漢方薬便覧部分は、漢方薬の148の処方名を掲載したほか、多数の生薬の中から「ヨクイニンエキス」のみを大分類「漢方薬」に分類するものとして選択した上、漢方3社が製造販売する薬剤がある漢方処方名については、当該漢方処方名に属する漢方3社の薬剤を全て選択し、漢方3社が薬剤を製造販売していない漢方処方名については、臨床現場における重要性や使用頻度等に鑑みて個別に薬剤を選択したというのであるから、薬剤の選択にXらの創作活動の成果が表れ、その個性が表れているということができ、上記のような考慮から薬剤を選択した上、歴史的、経験的な実証に基づきあえて50音順の原則を崩して配列をしたX書籍漢方薬便覧部分の薬剤の配列には、Xらの創作活動の成果が表れ、その個性が表れているから、一定の創作性があり、これと完全に同一の選択及び配列を行ったY書籍漢方薬便覧部分の薬剤の選択及び配列は、X書籍のその複製に当たるといわざるを得ない。」

また、①選択及び配列の完全一致、②X書籍がY書籍より先に発行されたこと、③X書籍の初版が先駆的書物であることから、依拠が推認されると判断されている。

「5 X書籍漢方薬便覧部分の薬剤情報の選択及び配列について」⁶⁾

ここは第一審判決と同じ結論となった。判旨によれば、X Y両書籍における薬剤情報の選択・配列を対比すると、共通して掲載されているのは、(1) 剤形や1日の用量等の、薬剤の添

付文書に由来し、類書にも掲載されている薬剤情報である。また、(2) 市場シェア82.4%のツムラ社の添付文書記載情報を優先していること、(3) 適応症に関する情報を「疾患」「症状」の順に配列していることも共通する。そして以下の判示が続く。

「X書籍とY書籍の漢方薬便覧部分の薬剤情報の選択及び配列は、いずれも、表現上の創作性のない部分において共通するにすぎない。

しかもX書籍漢方薬便覧部分では、その他の副作用や価格を選択し、添付文書外の情報として証⁷⁾を選択しており、他方、Y書籍漢方薬便覧部分では、処方のポイント及び調剤・薬学管理のポイントを選択した結果、これに接する者がX書籍の表現上の本質的な特徴を直接感得することができないものである。」

「以上のとおり、Y書籍漢方薬便覧部分は、薬剤情報の選択及び配列においてX書籍漢方薬便覧部分を複製又は翻案したということとはできない。」

「6 損害」⁸⁾

「(1) 損害賠償責任

以上のとおり、YがY書籍を印刷及び販売する行為は、漢方薬便覧部分の薬剤の選択及び配列に係るXの著作権（複製権及び譲渡権）の共有持分の侵害に当たる。そして、YがX書籍漢方薬便覧部分に依拠してY書籍を発行し、その選択及び配列が完全に同一であることに照らすと、Yには、その点について少なくとも過失があると認められる。

よって、Yは、XがYの上記行為により被った損害を賠償すべき不法行為責任を負う。」

【研究】

1. 本判決の意義

本判決の事案は、編集物に関する著作権侵害

訴訟の1つの典型である。また、本判決の事実認定や争点に関する判断も、きめ細かく中庸を得たものとなっている。今後、重要裁判例として参照されることが予想される。

本判決の事案は「競業型」と呼ぶことができる。本件は、30年近い「ロングセラー」であるX書籍の「競合商品」を、同業他社のYが、2008年になって出版したことに端を発する。先行裁判例の中では、東京地裁平成16年3月30日判決・東京高裁平成17年3月29日判決〔ケイコとマナブ〕⁹⁾、東京地裁平成12年3月23日判決〔色画用紙見本帳〕¹⁰⁾、東京地裁平成12年3月17日判決〔タウンページ〕¹¹⁾、東京地裁平成8年9月27日判決〔四谷大塚試験問題集〕¹²⁾等が、同様の事案である。

これに対して、有名な東京地裁平成10年5月29日判決・東京高裁平成11年10月28日判決〔知恵蔵〕¹³⁾や、東京地裁平成6年3月30日判決・東京高裁平成7年1月31日判決〔会社パンフ〕¹⁴⁾は、本件とは異なり、編集に参加した者から、その者の貢献の再利用や目的外利用に関して異議申し立てがなされた事案である。これらは、「流用型」と名付けてよいと思われる。

次に、本件は、実用性の特に強い編集物をめぐる争いである。著作権法12条2項は、編集著作物の素材もまた著作物である場合と、そうでない場合を想定しているが、本件は后者である。上記裁判例の中では、〔四谷大塚試験問題〕、〔知恵蔵〕、〔会社パンフ〕では素材に著作物が含まれるが、それ以外は非著作物のみを集めてできている。編集著作物には多かれ少なかれ、文化的というよりは実用的な性質がある。その中でも、非著作物のみを集める編集物は、特に実用性が強いといえ、本件におけるX Y両書籍の便覧部分もそうである。

本判決は、複製および翻案の成立について、江差追分上告審判決の基準を用いている。その上で、編集著作物における「創作性」の意味が

他の著作物におけるそれと同じであること、編集著作物として保護される表現は具体的な選択と配列であり、編集方針ではないことを述べている。これは、上記したものをはじめとする、これまでの裁判例の大勢に沿った考え方である。創作性と複製権・翻案権侵害の判断に関する理論をあらゆる著作物について統一しつつ、著作権による強力な保護が抽象的なアイデアにまで及ぶことを防いでおり、妥当であると思われる。

2. 編集方針と創作性—X書籍一般薬便覧部分の薬剤の選択と配列について—

第一審判決は、X書籍一般薬便覧部分における薬剤の選択も配列も創作的たり得るが、Y書籍の該当部分からX書籍における薬剤の選択または配列の本質的特徴を直接感得できないので、複製も翻案も成立しないと判断した。本判決(判旨3)も同じ判断をした。

判旨は妥当である。一般薬便覧部分に関して、編集方針のうちX Y両書籍に共通しているのは、分類体系が5層、大大分類が13項目であることのみであり、具体的な項目内容は全く異なっている。例えば大分類はX書籍が68、Y書籍は71であり、最初の項目は、X書籍においては抗菌薬、Y書籍では麻酔薬である。このように分類体系が全く異なっていれば、Xがそれに従って(創作的に)選択した薬剤が、Yの観点からは選択されないこともありうる。その結果、選択された薬剤同士を比べてみたとき、重ならない部分がたくさんあるのは当然である。選択された薬剤の配列についてみても、分類体系が違えば配列も異なるのは、なおさら当然である。

本件でXは、「独自の5層の分類体系から成る、医療従事者が臨床現場で用いる薬剤の便覧と解説」という編集方針そのものを守りたかったようである。実際に、それがライセンス契約

の対象となっていることが、控訴審で主張されている。

この点、学説には、「編集方針や編集方法が、単に編集活動の大まかな指針を示す程度のものにすぎない場合は、編集に関するアイデアとして編集著作物の創作性の判断対象から除外されることになるが、編集方針や編集方法が、素材の具体的な選択、配列作業と密接にかかわり、素材の選択、配列内容に実質的な影響を及ぼしている場合には、素材の選択・配列の創作性の一環をなすものとして、編集著作物の創作性の根拠になるものと解すべきである」と解するものがある¹⁵⁾。この学説は、上記[会社パンフ]事件のような事案を想定しているように思われる。同事件の原告著作物はコンペに提出した会社パンフの見本で、主要な素材である会社のイメージ写真はダミー（未完成のものや他から借用されたもの）であった。この見本を流用して作られた実際の会社パンフは、原告著作物と頁数が同じで、写真の掲載頁と掲載位置も全く同じだった上、特徴的なイメージ写真として、ダミーとよく似た写真まで用いられていたのである。このような場合には、「余白を多く」「こういう写真をここへ」といった編集方針が、素材の選択・配列に強い影響を及ぼすから、編集方針が共通していれば、具体的な素材の違いを超えて、「見た目」のよく似た編集著作物ができる。流用型の事案であることにも照らして、編集著作権侵害を認めるべき場合があるのかもしれない。

しかし本件では、X Y両書籍の編集方針の共通点は、分類体系を5層にするという抽象的なアイデアの部分にすぎない。素材である薬剤の選択・配列に影響を及ぼすのは、分類体系が具体的にどうなっているかであり、その点は両方で全く異なっている。従って、本件は、上記学説の射程外にあると考えられる。

3. デッドコピーと創作性判断—X書籍漢方薬便覧部分における薬剤の選択・配列について—

一方、漢方薬便覧部分においては、Y書籍の薬剤の選択のみならず、漢方処方名（個々の薬剤より広い概念）の配列までが、X書籍と同一であった。こうなると、X書籍の当該部分の創作性の有無が、直接に侵害成否の結論を分ける。

この点、第一審判決は、X書籍の具体的な薬剤の選択に、「承認済み漢方薬の全148の処方名」という制約があったこと等を理由に、選択の創作性を否定した。また、1つだけ生薬を選択したことも、50音順を崩した4箇所も、配列の創作性にはつながらないとした。それに対し、本判決（判旨4）は、すでに詳述したような理由で、選択・配列の創作性を肯定した。

本判決が妥当である。確かに、本件では処方名の下で具体的にどの薬剤を選択するかについて、選択の幅は広いとはいえず、漢方薬製造会社の市場シェア等の制約を受けている。また、50音順配列を崩した背景にも、自由な表現というよりは合理的な判断がみられる。しかし、ここで創作性を否定してしまうのは、Yの行為がいわゆるデッドコピーであることに照らすと、結論の妥当性を欠く。判旨がいうように、編集著作物の創作性のハードルは他の著作物同様高度でなくてもよいのであるから、選択の幅が狭いとはいえ皆無ではない本件の事案では、一応クリアされていると考えられる。従来 of 裁判例にも、選択の幅にかなり制約のある中で、創作性を認めた事例がある（上記[ケイコとマナブ]、[色画用紙見本帳]、[タウンページ]）。

なお、判旨4における依拠の判断も、各種要素を考慮に入れており穏当である。

4. おわりに

本判決は、一般薬便覧部分の薬剤の選択・配

列については、表現に一定の制約がある中でX書籍の創作性を認める一方、Yにおける選択・配列との違いに着目して、編集著作権侵害を認めなかった。これに対し、漢方薬便覧部分の薬剤の選択・配列については、表現の選択の幅がたいへん狭いにもかかわらず創作性を認め、デッドコピーをしたYを、編集著作権侵害に問うた。このように、本件には、編集著作権侵害成否の判断における2つの典型が両方みられる。上記裁判例のうち競業型のものでは、[ケイコとマナブ]と[色画用紙見本当]が前者、[四谷大塚試験問題]と[タウンページ]が後者にあたる。

また、紙幅の関係で詳しく検討できなかったが、判旨5におけるXY両書籍の共通点(1)～(3)で示したものを、「表現上の創作性のない」部分と認めるに至る判断の手法は、今後の類似事件の参考になると思われる。実用性の強い編集物の創作性判断においてよくみられるように¹⁶⁾、類書との対比を丁寧に行い、問題の薬剤情報が類書でも選択されている場合には創作性を否定している点が、特に注目される。

本判決は、[江差追分上告審]の判断枠組を編集著作権侵害にも用いていくことを明示している。また、侵害を肯定する際に、依拠についても忘れずに認定している。このように理論的

にも明確かつ周到であり、今後広く参照されることであろう。

注 記

- 1) 第一審判決3頁。
- 2) 前掲注1) 4頁。
- 3) 控訴審判決49頁以下。
- 4) 前掲注3) 50頁以下、特に54・55頁。
- 5) 前掲注3) 59頁以下、特に63・65頁。
- 6) 前掲注3) 65頁以下、特に67・68頁。
- 7) 疾病が生体と与えている状況の総合をいい、患者が現時点で呈している病状を陰陽・虚実、気血水、五臓等の漢方医学のカテゴリーで総合的に捉えた診断であり、治療の指示を指すものであるが、添付文書に記載されている情報ではない。前掲注3) 41頁。
- 8) 前掲注3) 68頁。
- 9) いずれも裁判所ウェブサイト。
- 10) 判例時報1717号140頁。
- 11) 判例時報1714号128頁。
- 12) 判例時報1645号134頁。
- 13) 第一審：判例時報1673号130頁、控訴審：判例時報1701号146頁。
- 14) 第一審：著作権に関する判例速報145号1頁、控訴審：判例時報1525号150頁。
- 15) 島並・上野・横山、著作権法入門、58・59頁〔横山〕(2009)有斐閣。
- 16) 前掲注15) 61頁。

(原稿受領日 2014年3月13日)